

## 阿見町立図書館読書記録帳サービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町立図書館(阿見町立図書館条例(平成元年阿見町条例第2号。以下「条例」という。))に基づき阿見町が設置する図書館をいう。以下「図書館」という。)の利用促進を図り、もって町民等の読書意識の向上に資するため、図書館における図書の利用について記録する阿見町立図書館読書記録帳(以下「読書記録帳」という。)を用いた阿見町立図書館読書記録帳サービス(以下「サービス」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び阿見町立図書館条例施行規則(平成2年阿見町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

### (サービスの対象)

第3条 この要綱によるサービスの提供を受けることができる者(以下「サービス対象者」という。)は、町内に在住、在勤又は通学する者であって、図書を館外で利用するために規則第9条第1項に基づき図書館長が定める手続を行ったものとする。

### (読書記録帳の記録事項)

第4条 読書記録帳は、貸出を行った図書に係る次に掲げる事項の記録をするものとする。

- (1) 貸出年月日
- (2) 図書の名称
- (3) 作者、編さん者、翻訳者その他の者の名称
- (4) 図書館が付与する資料コード

### (読書記録帳の交付手続)

第5条 サービス対象者(満18歳未満の者にあつては、その保護者)は、読書記録帳の発行をする場合は、阿見町立図書館読書記録帳発行申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、館長に提出しなければならない。この場合において、2通目以降の読書記録帳に繰り越すために交付を受ける者にあつては、当該繰越前の読書記録帳を併せて提出するものとする。

2 サービス対象者は、前項の規定により発行された読書記録帳を紛失、汚損等の理由による再発行する場合は、阿見町立図書館読書記録帳再発行申込書(様式第2号)に必要な書類を添えて、館長に提出しなければならない。

### (発行費用の負担)

第6条 読書記録帳を発行された者(再発行されたものを含む。以下「記録帳所持者」という。)は、当該記録帳の発行に要した費用として、実費相当額を負担しなければならない。ただし、満18歳未満の者である場合又は図書館長が特別に認める場合は、負担しないものとする。

る。

(読書記録帳の管理)

第7条 記録帳所持者は、読書記録帳の管理に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 読書記録帳の保管は本人又は保護者の責任において行うこと。
- (2) 次条に定める方法以外の方法で読書記録帳に第4条に定める記録事項を記録しないこと。
- (3) 読書記録帳に写真その他の印刷物の貼付をしないこと。

(読書記録帳の記帳)

第8条 記録帳所持者は、読書記録帳に第4条に規定する事項を記録する場合は、貸出図書の貸出日から規則第9条第3項に定める貸出期間の満了日までの間に、図書館に設置する読書記録帳印刷機を使用して行わなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。